

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和6年6月22日（土）午前9時30分頃、周南市弥生町2丁目において、教育部中央図書館会計年度任用職員の運転する公用車が駐車場から右折した際、相手方家屋に接触し、当該家屋の一部が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥39,050-

2 専決処分の年月日

令和6年8月16日